

令和 5 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(4 月 定 例 会 議 事 録)

令和5年4月10日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

1. 長 森 健 樹	2. 井家上 淑子	3. 高 畑 亨	4. 齊 藤 主税
5. 仁 木 紹 祐	6. 尾 島 宏 明	8. 坂 本 弘 治	9. 筒 塩 清美
10. 寺 元 久 郎	11. 岡 田 成 子	12. 大 峪 毅	13. 吉 野 夏己
14. 高 山 一 英	15. 大 山 正 志	16. 植 本 幸 男	17. 竹 内 隆 一
18. 太 田 裕 恭	19. 山 下 英 男		

欠席委員(1名)

7. 小島 仁太郎

事務局(7名)

尾 埜 局長	大 田 次長	定 兼 主任	上 谷 主任	北 原 主任
亀 澤 主任	大 内 主事			

議 事

- 議案第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 5 号 非農地証明願承認について
- 議案第 6 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 7 号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 8 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(15:00～)

尾 埜 局 長

定刻が参りましたので、令和5年4月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

太 田 委 員

令和5年度4月定例会の議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を太田委員よろしくお願いいたします。

先ほど開催されました第1回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。10番寺元委員、11番岡田委員よろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、議案第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局から説明をお願いします。

過去において不祥事（農業委員会長が収賄容疑での逮捕など）が立て続けに発生したことを受け、全国農業会議所及び岡山県農業会議から毎年度1回以上の決議を行うよう依頼があり、審議いただくものです。それでは決議文を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

長 森 会 長

本案について異議がありますか。

*

ありません。

長 森 会 長

異議なしと認めます。よって本案は原案通り採択されました。

それでは次に議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

6ページの申請番号2-2についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。6ページの申請番号2-2の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第2号の説明をいたします。

今回、津山地区から13件、加茂地区から2件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計17件の申請です。議案書のページで申しますと、2ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、野介代の73歳の男性から、同じく野介代の76歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1－2についてですが、野介代の76歳の男性から、同じく野介代の73歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1－3、1－4についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。1－3の譲渡人は北園町の80歳の男性、1－4の譲渡人は高野山西の61歳の女性、以上の譲渡人から高野山西の85歳農業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして1－5、1－6についてですが、譲渡人が同一のため一括して説明します。戸島の84歳の女性から、1－5は戸島の62歳自営業の女性へ、1－6は戸島の63歳獣医師兼農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1－7についてですが、神奈川県横浜市の88歳の男性から、小田中の65歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1－8についてですが、中原の89歳の女性から、同じく中原の38歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1－9についてですが、西吉田の62歳の男性から、小田中の68歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1－10についてですが、山方の80歳の男性から、同じく山方の52歳農業の男性への、交換による所有権移転です。

続きまして1－11についてですが、下横野の42歳の女性から、真庭市蒜山富山根の48歳農業の男性への、増反による所有権移転です。また、譲受人は野介代の実家を拠点として農業をしており、通作距離、農作業従事日数ともに問題ないと思われます。

続きまして1－12、1－13についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。1－12の譲渡人は岡山市中区の81歳の男性、1－13の譲渡人は兵庫県西宮市の58歳の女性、以上の譲渡人から山北に事務所を置く、株式会社への増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請13件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2－1についてですが、加茂町小中原の84歳の男性から、加茂町小中原の74歳無職の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、2－3についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、岡山市北区に本店を置く株式会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電施設となります。また、地上権設定の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書きにおいて第2項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかはその基準となります。この案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

以上、加茂地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4－1についてですが、坂上の73歳の男性から、上村の44歳会社役員の男性

事務局（久米）

長 森 会 長

大 山 委 員

長 森 会 長

高 畑 委 員

井 家 上 委 員

仁 木 委 員

長 森 会 長

山 下 委 員

寺 元 委 員

岡 田 委 員

植 本 委 員

長 森 会 長

への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、林田の80歳の男性から、宮部上の72歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第2号の説明は以上です。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

15番大山です。

1-1及び1-2について説明します。両者の交換ということで問題ないと思います。ただし、ほとんどの農地が草刈り程度であり、耕作はされていない状況にあります。推進委員とも相談をし、適正な農地管理を今後もされるということです。

1番長森です。

小島委員がご欠席のため代わりに説明いたします。1-3及び1-4についてですが、小島委員から問題ない旨の説明を受けております。

3番高畑です。

1-5及び1-6についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。申請地と関連農地については適正に管理されていることを確認しており、問題はないと思います。

1-7についてですが、綺麗に整備された農地で問題ないと思います。

2番井家上です。

1-8及び1-9についてですが、1-8についてですが、譲受人は農地を適正に管理されていることを確認しており、問題ありません。

1-9についてですが、適正に農地を管理されており、増反しても適正に耕作されるものと思います。

5番仁木です。

1-10についてですが、申請地2筆は隣接している農地で適正に耕作されています。

1番長森です。

1-11ですが、頑張って農業をされておりますので問題ありません。

1-12及び1-13ですが、譲受人は地元の農業者であり、これから本格的に営農されるということで問題ありません。

19番山下です。

2-1についてですが、以前から頑張って農業をされておりますので問題ないと思います。

10番寺元です。

2-3についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。

11番岡田です。

4-1についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。

16番植本です。

5-1についてですが、譲受人は適正に耕作されておりますので、問題ないと思います。

ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊
長 森 会 長
＊
長 森 会 長

事 務 局（津 山）

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

それでは次に議案第3号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案第3号の説明をいたします。

今回、津山地区から3件、久米地区から1件の合計4件の申請です。議案書のページは8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1－1番・皿の田、2,726㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、阿波にお住いの男性です。転用事業者は農地の縮小を図っており、休耕田であり、かつ、太陽光発電施設を設置・管理しやすい土地である申請地を有効利用する為、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1－2番・河面の田、597㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、近長にお住いの男性です。転用事業者は自動車整備業を営んでおり、会社が借りている駐車場を返却しなければならなくなったため、自己所有の農地を露天駐車場として会社に貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、申請地は隣接地より若干低いため、南側に向けて緩やかな傾斜をつけ、表面は砂利を敷く計画になっておりますが、土砂が流出する恐れは少ないと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1－3番・新田の田、1,134㎡の件です。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場及び貸露天駐車場です。転用事業者は、岡山県勝田郡勝央町にお住いの女性です。転用事業者は産業廃棄物収集運搬業等を営んでおりますが、事業が好調で資材置場等が手狭となってきたため、自己所有の農地を露天資材置場及び露天駐車場として会社に貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、北側は擁壁、東側は水路があるため、西側と南側に素掘り水路を設ける計画になっており土砂の流出の恐れは少ないと考えます。また、雨水については自然浸透及び水路への流入で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新宮南田水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事 務 局（久 米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5－1番・神代の雑種地、875㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、露天資材置場、露天駐車場及び車庫です。転用事業者は、神代にお住いの男性です。転用事業者は、隣接地に居住し、近隣の農地を耕作していますが、農地法を理解しないまま、車庫を建築してしまいました。また、家族が結婚したことにより車が増えた事、及び農機具や資材を保管するスペースが不足しているため、自宅からも農地からも近い申請地に露天駐車場及び露天資材置場を設けるものです。転用にあたり、申請地は、現状のまま使用し、雨水排水は自然排水で対

		応するなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。神代町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。 議案第3号の説明は以上です。
長	森 会 長	ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。
高	畑 委 員	3番高畑です。 1-1についてですが、太陽光発電施設を設置する転用ということですが、転用による周囲への悪影響は発生しないものと考えておりますので、問題ないと思います。
井	家 上 委 員	2番井家上です。 1-2についてですが、申請者が河面地内で自動車の修理業をされており、駐車場等の確保が必要となったため、転用を申請するものになります。 1-3についてですが、産廃事業をされており、事業の拡張に伴い、自身の農地を転用するものになります。周辺農地への影響は問題ないと考えております。
筒	塩 委 員	9番筒塩です。 5-1についてですが、農振除外済地であり、追認案件でもあります。既に倉庫も建っており、推進委員も問題ないと聞いております。
長	森 会 長	只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。
	*	ありません。
長	森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*	ありません。
長	森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして議案第4号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (津 山)		それでは、議案第4号の説明をいたします。 今回、津山地区から所有権移転6件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定3件、加茂地区から所有権移転1件、賃貸借権設定1件の合計13件の申請です。議案書のページは9ページから13ページです。 1-1番・小原の畑、283㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.5mの居宅1棟で、建ぺい率は44.7%です。転用事業者は、岡山県勝田郡奈義町にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は既存のコンクリート擁壁の嵩上げを行い、雨水については既存の水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については公共下水に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。 1-2番・高野山西の田、4,423㎡、賃貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は店舗で、施設の概要は、店舗2棟及び露天駐車場です。転用事業者は、大阪府大阪市中央区に本店を置く資本金の額217億6838万2519円の株式会社の岡山支店で、主な事業は建物リース業です。転用にあたり、盛土及びアスファルト舗装を行い、境界部分には擁壁を設ける計画になっています。また、雨水については敷地内に設ける側溝から既存の水路へ排水し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は

農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－3番・高野本郷の田、326㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.6mの居宅1棟で、建ぺい率は33.5%です。転用事業者は、河辺にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、将来のため、実家近くの申請地を祖母から借り受け居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分には擁壁を設置し、雨水については既存排水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1－4番・高野本郷の畑、1,222㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は高野本郷にお住まいの男性です。転用事業者は、隣接地を資材置場として利用している業者が事業拡大によりスペースが手狭となっているため、申請地を露天資材置場として貸し付けるために転用するものです。転用にあたり、境界部分については安定した法面があるため、簡易な整地のみを行う計画になっています。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1－5番・二宮の雑種地、587㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は高野本郷に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。転用事業者は申請地を露天資材置場として別の法人に貸し付けるために、整備を行いました。農地転用の許可が必要なことを失念しており、今回、その是正のために申請するものです。転用にあたり、境界付近は安定した法面又は水路が設けてあり、雨水については、自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大東町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－6番及び1－7番は関連した申請内容であるため、一括して説明いたします。1－6番・平福の田、684㎡、所有権移転及び1－7番・平福の田、33㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、いずれも第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、1－6番は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.2mの建売住宅3棟及び道路で、全体の建ぺい率は23%です。1－7番は1－6番の雨水などを集水し、既設水路に排水するための水路用地です。転用事業者は、吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、1－6番は境界部分には擁壁を設置し、雨水については新設及び既存排水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。1－7番については、既存水路に接続し、水路外の表面部分をコンクリートで舗装するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－8番・中原の田、500㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外

された土地であり、10ha以上の一団の農地であることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約6.6mの居宅1棟で、建ぺい率は26.9%です。転用事業者は、中原にお住いの男性です。現在、実家で両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を購入し、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近については西・南側は安定した法面があるため、北・東側に擁壁を設置し、雨水については、新設する溜樹で集水し既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1-9番・上田邑の田、1,435㎡、賃貸借権設定についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は上田邑にお住いの男性です。転用事業者は、農機具・資材などを自宅で管理しておりますが、耕作の依頼が増え、管理する資材などが増えてきており、自宅が手狭となってきたため、申請地を母から借り受け転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面の締め固めを行い、雨水については、敷地内に水路及び沈殿樹を設け既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。榎町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1-10番・東一宮の田、293㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.9mの居宅1棟で、建ぺい率は26.1%です。転用事業者は、東一宮にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、将来のため、実家近くの申請地を購入し居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には、コンクリート擁壁を設置し、雨水については既存側溝に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-11番・上横野の畑、853㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場及びドッグランです。転用事業者は、上横野にお住まいの女性です。転用事業者は、申請地付近で飲食店を経営しておりますが、駐車場が無いため申請地を借り受け、一部を露天駐車場として、また、その他を自身及び来客者の飼い犬用のドッグランとして利用するため転用するものです。転用にあたり、駐車場部分は50cm程度の盛土を行い十分に締め固めし、雨水については素掘側溝を設け既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野東井手水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町中原の田、2,537㎡の内0.51㎡、賃貸借権設定の件について、説明します。また、この件につきましては、先ほどの議案第2号2-3番と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者のため、令和5年5月1日から令和15年4月

				30日までです。転用事業者は、岡山市北区に本店を置く資本金の額1万円の合同会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書などの添付を受けております。農用区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、2-2番・加茂町公郷の田、380㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高6.6m程度の居宅1棟と、鉄筋平屋建て全高2.9m程度の車庫で、建ぺい率は26.6%です。転用事業者は、加茂町公郷にお住いの男性です。現在、両親、兄家族と生活していますが、兄の子供も成長し手狭となったため、実家近くの申請地を親族より譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土羽法面を設置し、雨水排水については、新設溜枒・素掘水路を設け、既存水路へ接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。城ヶ谷池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 加茂地区の説明は以上です。
長 大	森 山	会 委	長 員	ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見ををお願いします。 15番大山です。 1-1についてですが、住宅密集地の真ん中ということで、土地改良区、町内会も問題ないと言われております。
長	森	会	長	1番長森です。 小島委員がご欠席のため代わりに説明します。
高	畑	委	員	1-2から1-4についてですが、小島委員から問題ない旨を伺っております。 3番高畑です。 1-5についてですが、追認案件でもあり問題ないと思います。 1-6についてですが、建売住宅3棟の建設ということで、転用による周囲への悪影響はない場所と考えております。 1-7についてですが、1-6の転用に伴う水路設置ということで、同様に問題ないと考えております。
井	家	上	委 員	2番井家上です。 1-8についてですが、申請地は第1種農地ではありますが、次々と住宅が建っており、集落と隣接していることから問題ないと思います。
長	森	会	長	1番長森です。 1-9についてですが、特に問題ありません。
仁	木	委	員	5番仁木です。 1-10についてですが、民家に隣接している第3種農地であり問題ありません。図面と現場の形状が分かりにくく、認識が難しかったですが農地ナビを活用して確認をしております。
長	森	会	長	1番長森です。 1-11についてですが、ドッグランということで自宅の隣地ということで特に問題ないと思います。
寺	元	委	員	10番寺元です。 2-1についてですが、農業団地の真ん中ではありますが、法面が高く営農が困難であるといった面からやむを得ないと判断しております。今後も同様の案件があった際に、申請があったものすべてを許可するといったやり方については個人的には

			やるべきではないと感じています。しかし、例外規定等で認められている以上は、申請を拒否することはできないため、今後も難しい案件になると思います。この案件については拒絶するだけの条件がないということで、やむを得ないと考えております。
竹	内	委 員	1 7 番竹内です。
長	森	会 長	2－2 についてですが、特に問題はありません。
			事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*	ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続いて議案第 5 号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
大	山	委 員	1 5 番大山です。
			1－1 についてですが、父親の代に駐車場にしてしまっており、相続して農地と判明したもので、致し方ないと思います。
			1－2 についてですが、道路の拡張により水路と道路の間に三角地として残っており、現在は農地として利用しておらず、農地復旧も難しく致し方ないと思います。
長	森	会 長	1 番長森です。
			1－3 と 1－4 についてですが、小島委員がご欠席のため代わりに説明します。
			既に農地として利用しておらず、致し方ないと思います。
山	下	委 員	1 9 番山下です。
			2－1 についてですが、周辺に墓地があり、営農できずやむを得ないと思います。
竹	内	委 員	1 7 番竹内です。
			2－2 についてですが、農道と防火用水として利用しており、やむを得ないと思います。
山	下	委 員	1 9 番山下です。
			3－1 及び 3－2 についてですが、以前から非農地の状況になっており、やむを得ないと思います。
尾	島	委 員	6 番尾島です。
			4－1 についてですが、家を新築された際に庭や農業倉庫を建てられており、やむを得ないと思います。
齊	藤	委 員	4 番齊藤です。
			4－2 についてですが、農地法を理解しないまま家、農業用倉庫を建ててしまったということで、致し方ないと思います。
			4－3 についても同様です。
岡	田	委 員	1 1 番岡田です。
			4－4 についてですが、農地法を知らずに居宅を建ててしまったものです。
			4－5 についてですが、国道が拡張した際の残地であり、花を植えて利用をされていたが、平成 3 年にご子息が居宅を新築した際に、その進入路として利用をしている状況です。
			4－6 についてですが、農地法を知らずに庭と倉庫を建ててしまったというものです。
			4－7 についてですが、農地付の空き家を購入しましたが、家の一部に農地がはみ出していることが分かり、是正するものです。
長	森	会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
		*	ありません。

長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 6 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
仁	木	委	員	5 番仁木です。
				1－1 についてですが、町内会が公共の公園として借地料をお支払いして管理しております。現状は農地ではありません。今後も町内会が草刈り等の管理をしていきます。
尾	島	委	員	6 番尾島です。
				4－1 についてですが、スギ、ヒノキ、雑草繁茂状態となっております。
筒	塩	委	員	9 番筒塩です。
				5－1 についてですが、日当たりが悪く、山林原野化しており、所有者も耕作できないとのことでした。
長	森	会	長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 7 号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第 7 号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、20 ページから 31 ページです。20 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区 17 件、加茂地区 2 件、阿波地区 6 件、勝北地区 26 件、久米地区 11 件の合計 62 件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第 7 号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第 8 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第 8 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。
				議案書のページは、32 ページから 35 ページです。32 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区 5 件、勝北地区 3 件、久米地区 4 件の合計 12 件です。
				以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第 8 号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

		*			ありません。
長	森	会	長		異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
					続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事		務	局		報告第1号について説明します。議案書のページは36ページから39ページです。
					今回は、相続によるものが9件33筆となっております。
					また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
					その他詳細は議案書のとおりです。報告第1号の説明は以上です。
長	森	会	長		ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
		*			ありません。
長	森	会	長		ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。
事		務	局		次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
					次回、5月の定例委員会ですが、令和5年5月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、5月の定例委員会ですが、令和5年5月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長	森	会	長		ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:40終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
